

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年3月から平成元年3月まで
② 平成2年4月から同年7月まで

平成4年ごろ、まとまったお金が入ったので、今後の生活のために申立期間の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は4か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金に加入して以降、申立期間①及び②を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間②について、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みである上、申立人は、平成4年ごろ、保険料をまとめて納付したとしており、申立人は、申立期間直後の2年8月から3年3月までの保険料を過年度納付していることがオンライン記録により確認できることから、申立期間についても納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①について、申立人が国民年金保険料をまとめて納付したとする上記の時点では、既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

なお、申立人は、申請免除期間であった昭和57年10月から61年3月ま

での国民年金保険料を追納していることが、オンライン記録により確認できるものの、申立期間①は免除の期間ではないことが確認できることから、申立期間①について追納することはできなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年4月から同年7月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月から41年3月まで

私の国民年金については、昭和41年5月ごろ、義父母及び私たち夫婦の国民年金保険料を納付していた義母が加入手続を行い、申立期間の保険料についても、さかのぼって集金人に納付してくれたはずである。申立期間が未納とされることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年4月以降、60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付していることが確認でき、申立人の保険料を納付してくれていたとする申立人の義母も60歳になるまで保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和39年4月から41年3月までについては、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、同年7月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、このころに申立人の国民年金の加入手続が行われたものと推認され、当時、A市では国民年金の加入届を受け付けた際、納付可能な過年度分の納付書を交付し、納付勧奨するのが通例であったことを踏まえると、申立人の義母が、この納付書により当該期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和36年8月から39年3月までについては、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、既に時効により国民年金保

険料を納付できない期間であり、当該期間の保険料を納付するには、特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

また、申立人の義母又は申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年9月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年9月から同年11月まで

社会保険事務所(当時)は、昭和58年9月4日付けで任意加入喪失の申出がされたとしているが、喪失の申出を行っておらず、同年12月の1か月分のみ還付されているのも不自然である。私は、同年7月から同年12月までの領収書を所持しており、申立期間については、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む、昭和58年7月から同年11月までの国民年金保険料を同年12月17日に、同年12月の保険料を59年1月25日に金融機関で納付したことを示す領収書を所持しているが、特殊台帳では、同年7月及び同年8月の欄には納付済みの押印が有り、同年12月の欄には納付済みを押印し、当該月の保険料を還付した旨の記載が認められるものの、申立期間については、同年9月の欄に「喪失」と押印されているが、納付の記録も、当該期間の保険料を還付した形跡も無く、行政側の記録管理が適切に行われていない状況がうかがわれる。

また、A市では、国民年金の任意加入資格に係る喪失届を受理した後に国民年金保険料が現年度納付された場合には、納付者に継続納付の意思を確認した上で、国民年金被保険者資格の喪失日を訂正し、保険料を収納することが通例であったとしていることから、昭和58年12月17日に同年7月から同年11月までの保険料が納付された時点で、喪失日を訂正して保険

料を収納したものと推認され、申立期間の保険料については、納付されたものとみるのが相当である。

なお、昭和 59 年 1 月 25 日に再度、58 年 12 月の国民年金保険料が納付されたことから、これについては、59 年 5 月 10 日に還付決定され、同年 6 月 1 日に 5,830 円が還付されていることが特殊台帳及び還付整理簿により確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年3月まで

私は、国民年金制度が始まって以来、60歳まで国民年金保険料を納付してきた。申立期間である昭和45年度の1年間だけが、なぜ未納となっているのか納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金制度発足後、速やかに国民年金に加入し、申立期間を除き、国民年金加入期間について、60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みである上、申立人は、昭和47年3月から48年3月までの厚生年金保険の被保険者期間も、国民年金保険料を重複納付していることを踏まえると、申立期間についてのみ保険料を納付しなかったものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から同年12月まで

私は、国民年金保険料を夫婦二人分まとめて納付していた。申立期間について、夫は納付済みであるのに、私は未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年7月に払い出され、申立人の被保険者資格は44年1月25日に強制被保険者として取得されていることが、同手帳記号番号払出簿及び特殊台帳により確認できる上、申立人とその夫は、申立期間後の45年1月から同年9月までの期間及び46年10月から51年3月までの保険料を同一日に納付していることが、A町の保管する国民年金被保険者名簿により確認できることから、申立内容は基本的に信用できる。

さらに、申立人の夫は、申立期間を含む昭和44年1月から45年3月までの国民年金保険料を47年6月21日に特例納付していることが、特殊台帳により確認できることを踏まえると、申立人は、申立期間についても保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月21日から同年9月20日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和56年1月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年1月21日から同年9月21日まで
② 昭和59年7月31日から63年7月31日まで

私は、申立期間①についてB株式会社又は株式会社Aに、申立期間②について有限会社Cに勤務したが、厚生年金保険の加入期間を照会したところ、厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、当該期間の厚生年金保険加入記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人に係る株式会社Aにおける昭和56年1月21日からの雇用保険の加入記録が確認できる上、当該事業所から提出された申立人に係る社員名簿の記載及び同僚の供述から、申立人が同年1月に同社に入社した後、同社又は同社の関連会社である有限会社Cにおいて勤務したことが認められる。

また、申立人と同様にB株式会社から有限会社Cに転職し勤務していたとしている同僚は、「当時は、親会社の株式会社Aで社会保険に加入していた。」旨供述しており、当該同僚については有限会社Cに入社前に勤務していた事業所において昭和53年12月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失

した後の 54 年 1 月に株式会社 A において被保険者資格を取得していることが確認できる。このため、申立期間①において、有限会社 C では雇い入れた従業員について、当該事業所の関連会社である株式会社 A においてただちに厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の株式会社 A における昭和 56 年 9 月の社会保険事務所（当時）の記録及び同僚の標準報酬月額の記録から、11 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②について、有限会社 C の代表取締役、申立人及び上記同僚の 3 人は、申立期間②の始期である昭和 59 年 7 月 31 日に株式会社 A において厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

また、申立人については、株式会社 A に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 59 年 8 月に健康保険証を返却した旨の記載がある上、備考欄に「任継」と記載されていることから、申立人は当該事業所において健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、健康保険の任意継続被保険者資格を取得したことが推認できる。

さらに、上記健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 63 年 7 月 31 日に申立人が当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を再取得した際の申立人の健康保険整理番号が、56 年 9 月 21 日に申立人が当該事業所において最初に資格取得をした際の番号とは異なることから、申立期間②において申立人が厚生年金保険の被保険者であったことは確認できない。

加えて、申立人の株式会社 A における雇用保険の加入記録の離職日は昭和 59 年 7 月 30 日であり、当該事業所における厚生年金保険の資格喪失日と一致している。

また、申立人は申立期間②において、有限会社 C に勤務していたと主張しているが、オンライン記録において、有限会社 C は厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、他に同社名を有する厚生年金保険

の適用事業所は見当たらない。

さらに、有限会社Cは平成8年6月に解散しており、申立期間②当時の事業主に照会したが、当時の賃金台帳等の関連資料の存否は不明のため、申立期間②において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことは確認できない。

このほか、申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支社C所における資格喪失日に係る記録を昭和27年4月7日、同社B支社D所における資格取得日に係る記録を同年4月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月8日から同年7月1日まで

私は、昭和23年3月19日にE株式会社に入社し、平成9年2月3日までA株式会社及びその関連会社に勤務していた。年金記録では、昭和23年4月1日に被保険者資格を取得したが27年4月8日に資格を喪失し、同年7月1日に資格を取得するまでの期間が空白期間となっている。申立期間の年金記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は申立期間において、A株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A株式会社が発行した退職証明書に記載されている人事記録に基づき、申立人が昭和27年4月7日に同社B支社C所から同支社D所に転属辞令を受け転勤していることが確認できる。

さらに、A株式会社からは、確認できる資料は破棄済みであるが、厚生年金保険被保険者台帳には、申立人は昭和23年4月1日に資格取得となっており以降も人事記録に途切れなく記載されていることから、厚生年金保険料を控除した旨の回答をしている。

加えて、当時、A株式会社B支社D所に勤務していた元同僚の一人は、「当時は転勤発令日から転属先で勤務していた。」と供述していることから、申立人が昭和27年4月7日からA株式会社B支社D所に勤務していたことは推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B支社D所における昭和27年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立てに係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和27年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

申立期間②について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AのD支店における資格取得日に係る記録を昭和30年1月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

申立期間③について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AのD支店における資格喪失日に係る記録を昭和37年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①、②及び③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年10月1日から27年1月1日まで
② 昭和30年1月21日から同年2月1日まで
③ 昭和37年2月21日から同年3月1日まで

申立期間①においては、株式会社AのE支店で、申立期間②においては同社D支店で、申立期間③においては同社F支店で勤務していたが、この間の厚生年金保険の加入記録が空白になっている。同事業所には昭和24年5月から59年3月まで継続して勤務していたので厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び株式会社Bが保管していた職員記録から、申立人は

継続して株式会社Aに勤務し（同社C支店から同社G支店に異動、同社H支店から同社D支店に異動、同社D支店から同社F支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間①については、上記職員記録から、申立人の株式会社AのG支店への異動日は昭和26年8月1日であることが確認できるが、オンライン記録では、同支店における厚生年金保険の新規適用年月日は27年1月1日とされているところ、申立人は、26年8月から同年10月までの期間は、同社C支店において厚生年金保険に加入しており、申立人に係る被保険者記録については、申立期間①においても同支店で引き続き有するものと考えられることから、同支店における資格喪失日を27年1月1日とすることが妥当である。

さらに、申立期間③については、上記職員記録から、申立人の株式会社AのF支店への異動日は昭和37年1月4日であることが確認できるが、オンライン記録では、同支店における厚生年金保険の新規適用年月日は同年3月1日とされているところ、申立人は、同年1月は、同社D支店において厚生年金保険に加入しており、申立人に係る被保険者記録については、申立期間③においても同支店で引き続き有するものと考えられることから、同支店における資格喪失日を同年3月1日とすることが妥当である。

また、申立期間①における標準報酬月額については、申立人の株式会社AのC支店における昭和26年9月の社会保険事務所（当時）の記録から4,000円、申立期間②における標準報酬月額については、申立人の株式会社AのD支店における30年2月の社会保険事務所の記録から9,000円、申立期間③における標準報酬月額については、申立人の株式会社AのD支店における37年1月の社会保険事務所の記録から2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を56万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないため、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から、申立人は申立期間において、56万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、56万2,000円とすることが

妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の手続誤りを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年10月13日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を32万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないため、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から、申立人は申立期間において、32万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、32万8,000円とすることが

妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の手続誤りを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年10月13日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都厚生年金 事案 1707

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を82万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないため、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から、申立人は申立期間において、82万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、82万9,000円とすることが

妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の手続誤りを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年10月13日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社B工場（現在は、株式会社C）に係る被保険者記録は、資格取得日が平成2年1月1日、資格喪失日が同年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月31日から同年4月1日まで

私は、A株式会社B工場に平成2年3月末日まで勤務していたが、オンライン記録では、当該事業所は当初、資格喪失日を同年3月31日として届出を行ったが、同年4月1日の資格喪失訂正届を15年5月に提出している。しかし、2年時効のため、年金額には反映されていないので、調査の上、年金額に反映して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する「厚生年金保険被保険者資格記録事項訂正についての通知」及び「資格喪失訂正理由書」から判断すると、申立人は、A株式会社B工場に平成2年3月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間における標準報酬月額については、申立人のA株式会社

B工場における平成2年2月のオンライン記録から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出したことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を平成7年10月4日に、資格喪失日に係る記録を同年10月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月4日から同年10月16日まで
A株式会社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていた。申立期間について、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管しているA株式会社に係る平成7年10月分の給与明細書及び雇用保険被保険者記録から、申立人は、当該事業所に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所に係る平成7年10月分の給与明細書に記載されている報酬額から11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は、平成13年6月20日に解散しており、清算人に照会したが、当時の関係者は死亡あるいは連絡先が不明であるため供述等を得ることができないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととな

るが、いずれの機会においても社会保険事務所(当時)が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から平成元年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から平成元年 8 月まで
昭和 54 年ごろ、厚生年金保険から引き続き、国民年金に加入した。申立期間の国民年金保険料は夫の分と一緒に納付していたので、未納とされるのは納得できない。

なお、昭和 61 年 3 月 5 日に国民年金保険料として、2 万 1,420 円を集金により納付したとの日記も有る。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年ごろ国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から、平成 3 年 6 月ごろに払い出されていることが確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない上、申立人は、A 市が国民年金の加入状況、保険料納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立期間は「登載なし」とされており、申立期間について、申立人は国民年金の被保険者として管理されていなかったものと考えられる。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、さかのぼって納付したとの主張も無い。

なお、申立人が提出した日記の昭和 61 年 3 月 5 日の欄に、「国民年金集金 21,420」と記載されていることが確認できるが、この金額は、同年同月 7 日に納付されたことが確認できる同年 1 月から同年 3 月までの申立人の夫一人分の付加保険料を含む国民年金保険料額と一致している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1702

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年8月から58年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年8月から58年12月まで

私は申立期間当時、家業を手伝っていたが、昭和59年10月に厚生年金保険に加入するに際して、事業主であった父親に国民年金保険料の納付状況を聞いたところ、同年5月までしか納付していないと告げられた。区役所で相談したところ、同年9月までの未納分を納付するよう言われ、60年1月に、4か月分を納付した。その際、ほかに未納期間が有るとは聞いておらず、父親は、私が20歳になってから、継続して保険料を自身の保険料と一緒に納付していたと考えている。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、家業の事業主であった申立人の父親が、申立人が20歳になって以降、国民年金保険料と一緒に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年10月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の国民年金保険料を納付するには、現年度納付、過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない上、A市が国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立期間のうち、昭和54年8月から58年3月までは「登載なし」、同年4月か

ら同年12月までは「未納」とされており、これは特殊台帳及びオンライン記録とも一致する。

さらに、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から50年3月までの期間及び57年7月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年8月から50年3月まで
② 昭和57年7月から61年3月まで

私は、会社を退職後、すぐに国民年金に加入し、任意加入中も途中でやめることなく国民年金保険料を納付してきた。申立期間が未納となっているのは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後、すぐに国民年金に加入し、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付してきたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年5月に任意の被保険者資格で払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認でき、任意加入の場合、さかのぼって国民年金の被保険者となることができないため、申立内容とは符合しない。

また、申立期間②について、申立人は、A市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、昭和57年7月1日に任意の被保険者資格を喪失し、被保険者資格を再取得したのは、61年4月1日であることが確認でき、このことは、オンライン記録とも一致することから、申立期間②は国民年金の未加入期間となり、申立期間の保険料は納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを

示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から50年8月までの期間及び同年9月から52年12月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年2月から50年8月まで
② 昭和50年9月から52年12月まで

昭和45年1月に会社を退職する際、会社の担当者から指導を受けたので、同年2月ごろA区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、区役所から送付されてくる納付書により金融機関で付加保険料を含め納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できないので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年2月ごろ国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料は、区役所から送付されてくる納付書により、付加保険料を含め金融機関で納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年2月にB区において任意の被保険者資格で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人が所持する年金手帳には、「初めて被保険者となった日」として同年1月18日の日付が記載され、同日に任意の被保険者資格を取得するとともに付加保険料納付の申出をした旨の記載が有ることから、申立人は、この日に任意の資格で国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、任意加入の場合、さかのぼって国民年金の被保険者になることはできないことから、申立期間は未加入期間であり、申立人は、申立期間の

国民年金保険料は納付できなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含め納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1705(事案 1242 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年10月まで

私は、妻が申立期間の国民年金保険料として、30万から40万円を3回に分けて区役所で納付した領収書を見ている。その領収書は妻が*年*月に*歳で亡くなったので廃棄処分した。

第三者委員会の回答には納付できないので、再度、調査してもらいたい。

(注)申立ては、申立人の夫が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間に係る申立てについては、i)国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年7月に払い出されていることが確認できること、ii)国庫金である特例納付の国民年金保険料は、市区町村では取り扱うことができないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年8月6日付けで申立期間の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人の夫は、申立人が納付した領収書を見たとして再申立てを行っている。

しかしながら、申立人の60歳時点での国民年金保険料納付期間は、申立人の夫が厚生年金保険被保険者であることによる合算対象期間を含めても老齢基礎年金を受給できる300か月に73か月不足することが、オンライン記録において確認でき、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料領収証書

(91 か月分) を所持していながら、年金裁定請求時に当該領収証書を提出しないまま廃棄処分したとは考え難く、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会における当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年1月までの期間、同年2月から48年3月までの期間及び同年4月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から45年1月まで
② 昭和45年2月から48年3月まで
③ 昭和48年4月から50年3月まで

私は、昭和45年2月に結婚し、その年の秋ごろに集金人から、さかのぼって国民年金保険料の納付ができると聞き、申立期間①について2、3回に分割して納付した。その後も、集金人に保険料を納付してきたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、婚姻した昭和45年の秋ごろに、集金人から、さかのぼって国民年金保険料を納付することができると聞き、2、3回に分割して納付し、申立期間②及び③については、集金人に保険料を納付してきたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年2月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点で、納付可能な昭和50年度及び51年度の国民年金保険料については過年度納付していることが確認できるものの、申立期間①及び③の保険料は、既に時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、特例納付によること

となるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

さらに、申立期間②について、申立人は、昭和45年2月1日に国民年金の強制被保険者資格を喪失し、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことに伴い、48年4月2日に強制被保険者資格を再取得するまで国民年金に未加入の期間であり、このことは、申立人が所持する年金手帳においても確認できることから、申立人は、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人又はその夫が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から58年9月までの期間、同年12月から59年3月までの期間及び61年4月から63年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年3月から58年9月まで
② 昭和58年12月から59年3月まで
③ 昭和61年4月から63年9月まで

会社を退職した昭和47年2月ごろ、国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料については、自宅に送付されてきた縦10センチメートルから12センチメートル、横16センチメートルから18センチメートルの納付書により夫と一緒に金融機関で納付した。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年2月ごろ、国民年金の加入手続を行い、申立期間①、②及び③の国民年金保険料について、申立人の夫と一緒に金融機関で納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年11月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに申立人は国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立期間①のうち、昭和47年3月から58年3月までについて、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、当該期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実

施されていた時期ではなく、さかのぼって納付したとの主張も無い。

さらに、申立期間①のうち昭和 58 年 4 月から同年 9 月までの期間、申立期間②及び③については、A 市が国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストでは、未納と記載されており、これはオンライン記録とも一致していることから、当該期間の保険料については納付されなかったものとみるのが相当である。

なお、申立人は、縦 10 センチメートルから 12 センチメートル、横 16 センチメートルから 18 センチメートルの納付書により金融機関で国民年金保険料を納付したとしているが、申立期間③直後の昭和 63 年 10 月から平成 3 年 3 月までの保険料を、同年 2 月から 5 年 3 月までにかけて 23 回にわたって順次、過年度納付していることがオンライン記録により確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月から50年3月まで

私は、昭和45年3月に会社を退職し、個人で仕事を始めた。市役所から勧められ、国民健康保険と同時に国民年金にも加入した。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年3月に会社を退職後、国民健康保険の加入と同時に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立人に同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、A市が国民年金の被保険者資格の取得及び喪失を記録している旧電算システムにおいても、申立人が被保険者として管理されていた形跡は見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが該当者はおらず、同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は存しない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月及び同年11月

私は、平成元年12月ごろ、A町（現在は、B市）役場から連絡が有り、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の納付記録が無いことには納得できないので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年12月ごろ、A町役場から連絡が有り、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、A町において同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

なお、申立人の妻は、申立人が平成元年10月28日から同年12月16日まで厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことに伴い、この間の2か月については、第3号被保険者から国民年金保険料の納付が必要な第1号被保険者となり、申立期間の保険料を過年度納付していることがオンライン記録により確認できることから、申立人は、このことと誤認している可能性がうかがえる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から31年8月31日まで

私は、A病院（現在は、B病院）において、昭和29年4月1日から31年8月31日まで看護婦として勤務したはずであるが、厚生年金の加入記録が2か月しかないのは納得ができないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B病院に照会したところ、「当時の職員は在籍しておらず、当時の資料も無いためすべて不明である。」との回答であり、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人はA病院における勤務期間を明確に記憶しておらず、申立期間当時の同僚からも、申立人の勤務実態について確認できる供述は得られなかったため、勤務期間を特定することはできない。

さらに、複数の同僚に照会したところ、「自身の勤務期間とオンライン記録の資格取得日が相違している。」と回答しており、同事業所は入社後直ちに従業員の厚生年金保険の加入手続を行っていなかった可能性があり、申立人も「A病院に勤務した当初は厚生年金保険に加入していなかったかもしれない。」と供述している。

なお、A病院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、昭和29年7月4日で、被保険者資格喪失日は同年9月24日と記載されており、オンライン記録と一致し、申立期間における整理番号に欠番も無く、不自然な点は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1711

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 4 月 1 日から同年 10 月 28 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、平成元年 4 月から同年 10 月までの 6 か月間について未加入となっていることが分かった。この間は、昭和 63 年 12 月に有限会社 A に入社し、試用期間後、平成元年 4 月に正社員となり、事業主より厚生年金保険加入の手続をした旨を聞いており、厚生年金保険に未加入となっていることは考えられない。申立期間について厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び有限会社 A に申立人と同時期に勤務していた同僚の供述により、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、有限会社 A は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、法人登記簿の記録においても平成 8 年 12 月に解散となっている上、申立期間当時の事業主は海外移住しており、連絡先も不明であることから、申立人の厚生年金保険料の控除の有無について確認できる資料が入手できず、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、当該事業所の元役員に照会したところ、「自分は、法人登記簿上は昭和 61 年から平成 7 年まで取締役となっているが、実際に有限会社 A に勤務したのは昭和 61 年 6 月と 7 月の 2 か月のみであり、申立期間前の時期であるので、申立人を承知しておらず、申立内容については全く分からない。」との回答であった。

さらに、申立期間において当該事業所に勤務していた同僚は1名のみであったため、申立期間前後に勤務していた複数の同僚にも照会したが、厚生年金保険の適用について記憶している者はいなかった。

加えて、申立人より早く当該事業所に入社した同僚について、オンライン記録では、厚生年金保険の資格取得日が申立人と同日の平成元年10月28日となっていることが確認できるが、当該同僚は厚生年金保険の適用について記憶が無い旨供述している。このことについて申立人にヒアリングしたところ、「資格取得日が同日になっている理由は分からない。事業所としてその時期まで社員を厚生年金保険に加入させられない事情があったのかも知れない。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1712

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 11 月 30 日から 25 年 10 月 1 日まで
昭和 19 年 9 月に A 学校を卒業と同時に、B 株式会社に入社。20 年 4 月に兵役召集され、同年 9 月に復員。同年 11 月 30 日に C 商店 (現在は、株式会社 D) に入社後、申立期間についても厚生年金保険に加入していたと考えられるので、調査の上、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において C 商店に勤務していたことは、現在の事業主及び申立期間当時の複数の同僚の供述、並びに当該事業所の社史の記載から認められる。

また、申立期間当時、C 商店は個人事業所であり、上記社史の記載内容及び複数の同僚等の供述によれば、申立人は当時の事業主の長男であり、当時の事業主と同一世帯で、その後継者の立場である家族専従者であったことが認められる。

さらに、年金事務所に照会したところ「厚生年金保険は被用者保険であり、雇用労働者を被保険者としているため、たとえその事業所が適用事業所であっても個人事業主の場合は労働者を使用する立場にあり、雇い主であることから被保険者となることはできず、原則その家族 (家族専従者) も被保険者となることはできない。」と回答していることから、申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者となることはできなかつたと考えられる。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、C商店が株式会社Eとなった昭和25年10月1日に、申立人の名前が記載されていることから、当該事業所が個人事業所から法人事業所に移行した時期に、申立人について厚生年金保険被保険者の資格取得手続がとられたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1713

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月 1 日から 55 年 5 月 1 日まで
有限会社Aにおいて、昭和 52 年 4 月 1 日から 56 年 10 月 21 日まで勤務したが、社会保険事務所(当時)の記録では、55 年 5 月 1 日からになっている。52 年 4 月 1 日から 55 年 5 月 1 日までの被保険者記録が抜けているので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aにおける複数の元同僚の供述から申立人が同社に勤務していたことは推認できるが、当該事業所に照会したところ、当時の事業主は既に亡くなっており、当時の資料を保有していないため、申立人の正確な勤務の状況等について確認することができない。

また、当該事業所の当時の経理担当者は、「有限会社Aにおいては、当時、すべての従業員について、厚生年金保険に加入させることをしておらず、本人が希望しなければ加入手続はしなかった。特に若い人は何年も先の年金支給よりも、その時の手取金額が多い方を選ぶ人もいたように思う。」と回答している。

さらに、元同僚が供述している入社日とオンラインの厚生年金保険加入記録は必ずしも一致せず、当該事業所では、入社後直ちに厚生年金保険に加入させる取扱いでなかったことがうかがえる上、有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため、申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

加えて、当該事業所における申立人の雇用保険の記録において、昭和 55 年 5 月 1 日から 56 年 10 月 20 日まで加入していることが確認できるが、申立期間の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1714

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月 11 日から 54 年 11 月 12 日まで
私は、昭和 48 年 3 月から 56 年 4 月まで、株式会社Aに勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録を見ると、53 年 4 月 11 日に退職し、54 年 11 月 12 日に再就職したことになる。同社に在職中には一時退職したことはなく、48 年 3 月から 56 年 4 月まで継続して勤務していたので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び複数の元同僚の供述から、申立人が申立期間に株式会社Aに勤務していたことは推認できる。

しかし、株式会社Aの当時の事業主に照会をしたところ、「同社は昭和 56 年に倒産し、帳簿等の関係資料は現存せず、当時のことは記憶に無い。」と回答していることから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立人は、「申立期間当時は経理及び人事事務担当ではなかった。」と主張しているが、株式会社Aの商業登記簿謄本から、申立期間当時は役員であることが確認でき、複数の元同僚は、「申立期間当時も申立人が、経理及び人事事務担当をしていた。」旨の供述をしている。

さらに、申立人の昭和 48 年 3 月 1 日付けの資格取得に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、53 年 4 月 13 日に健康保険証が返納された旨の記載があり、当該原票に不自然な記載及び訂正は見当たらない。

加えて、当該事業所における申立人の厚生年金保険の加入記録と雇用保険の

加入記録が一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1715

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月1日から42年10月1日まで
昭和36年から42年12月末までA株式会社B店に勤務していたが、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年10月1日となっており、申立期間について被保険者としての記録が無い。調査の上、被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の回答から、期間の特定はできないものの、申立人がA株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A株式会社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」では、申立人の当該事業所における被保険者資格取得日は昭和42年10月1日と記載されており、これは健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致していることから、事業主が社会保険事務所(当時)の記録どおりに届出をしていたことが確認できる。

また、上記被保険者原票において申立人と同日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる元同僚は、「当時、申立人と一緒に勤務していた。厚生年金保険には希望者のみ加入しており、私は、結婚を機に自ら希望して加入した。昭和37年6月から42年9月までは未加入期間となっている。」と供述しているほか、申立期間において申立人の上司であった元取締役も、厚生年金保険には希望者のみ加入していた旨を回答していることから、当時、当該事業所においては、すべての従業員について、入社後ただちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

さらに、複数の元同僚に照会したが、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の適用について確認するための資料及び供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年12月13日から32年2月2日まで
昭和26年5月13日からA株式会社のB工場に勤務し、その後、C工場へ転勤し、32年2月まで勤務していた。C工場に転勤後も、厚生年金保険料は給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A株式会社に勤務していた複数の同僚の供述から、期間は特定できないが、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は解散し、申立期間当時の事業主は亡くなっており、合併して事業を継承していた事業所の代表清算人に照会しても、申立期間当時の給与明細書等関連資料は確認できないため、申立人に係る勤務の実態及び社会保険の加入手続等に関する供述を得ることができず、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できない。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人の被保険者資格取得日は、昭和26年5月13日、資格喪失日は27年12月13日と記載されており、同名簿の申立人の備考欄に健康保険証が返却されたことを意味する「証」と記載されていることが確認できる。

さらに、当該事業所の被保険者名簿を見ても、申立期間において、申立人が被保険者資格を再取得した記録が無いことから、申立期間において、申立人が

厚生年金保険の被保険者であったものとは考えにくい。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1717

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月1日から27年4月1日まで
(A株式会社)
② 昭和35年8月1日から42年2月1日まで
(株式会社B)

社会保険事務所(当時)で、脱退手当金の手続は行ったが、脱退手当金を受給した記憶が無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書には、「受付42.2.14 C社会保険事務所」、「小切手 42.5.6 交付済」の押印が有るとともに、振込口座名として、「D銀行E支店 普通預金口座番号(*) 国庫金振込請求書番号(第*号)」と記載されていることが確認できる。

また、A株式会社及び株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和42年5月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。